

2014年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責任者	石塚 伸一

基準3	教員組織
	専任教員数／専任教員としての能力／実務家教員

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
3-1 専任教員数に関して、法令上の基準（最低必要専任教員12名、学生15人につき専任教員1名）を遵守しているか（「告示第53号」第1条第1項）。	I◎	A	A
3-2 専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われているか（「告示第53号」第1条第5項。なお、平成25年度まで「専門職」附則2が適用される。）。	I◎	A	
3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか（「告示第53号」第1条第6項）。	I◎	A	
3-4 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者（「専門職」第5条）※【留意事項】あり	I◎	A	A
3-5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上は、5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか（「告示第53号」第2条）。	I◎	B	B

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
3-1 専任教員数については、25人の入学定員に対して16人の専任教員を配置していることから、法令上の基準を遵守している。
3-2 専任教員については、設置以来一貫して法務研究科法務専攻1専攻に限り専任教員として取り扱っている。
3-3 専任教員のうち、半数以上が教授であることから、法令に照らして適切に対応している。
3-4 専任教員の能力に係る点検・評価に関して、すべての専任教員は、当該専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者、高度な技術・技能を有する者又は特に優れた知識及び経験を有する者のいずれかに該当し、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている。
3-5 本法科大学院の必要最低教員数は12人であるから、実務家教員の必要最低人数はおおむね2.4人以上である。これに対して実務家教員の配置人数は2人であるため、法令上の基準をみたしているとはいえない。また、さらに1人が退職予定であることについても対応が必要である。

[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状
説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
実務家教員数について、法令上の基準（2.4名）をみたしていない状態を解消するため、2014年4月1日付で2人の実務家教員を採用予定である。これにより実務家教員数は3名となり、問題点は解消する。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
3-1	①「2008-2013 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」
3-3	(再掲：3-1-①)「2008-2013 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」
3-4	①「研究者データベース」 http://kiku.hs.yukoku.ac.jp/ 参照
3-5	(再掲：3-1-①)「2008-2013 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」

II. 評価結果

総評
2013 年度は実務家教員数を満たしているとはいえない状態であったが、2014 年度は、提出された資料から新規の実務家教員 2 名を配置していることが確認できた。また「2 割以上は、5 年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する」という点についても確認でき、法令上の基準を満たしているものと評価できる。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準3	教員組織
	専任教員の分野構成、科目配置／専任教員の構成

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
3-6 法律基本科目の各科目に1名ずつ専任教員(専ら実務的側面を担当する教員を除く。)が適切に配置されているか。その際、入学定員101~200人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも3科目については2人以上の専任教員が、入学定員200人以上の法科大学院については、公法系(憲法、行政法に関する科目)4名、刑事法系(刑法、刑事訴訟法に関する科目)4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上の専任教員が配置されているか。	I◎	A	A
3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。※【留意事項】あり	I◎	A	
3-8 法律実務基礎科目のうち、主要な科目に実務経験のある教員が配置されているか。	I○	A	
3-9 専任教員の年齢構成が、教育研究の水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る上で支障を来すような、著しく偏ったものになっていないか(「大学院」第8条第5項)。※【留意事項】あり	I◎	A	B
3-10 専任教員の男女構成比率について、配慮を行っているか。	II○	D	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
3-6 法律基本科目への専任教員の配置については、民法に3人、憲法及び刑法に各2人、行政法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法に各1人(計11人)の専任教員を配置しており、適切に配置している。なお、前回自己点検・評価の際に「改善すべき点」として言及した、民事訴訟法担当の専任教員が不在であることについては、2013年4月1日付にて専任教員が着任したため、問題は解消した。
3-7 科目群別の専兼比率について、法律基本科目では80%を超えており、基礎・隣接科目及び展開・先端科目での20%を大きく超えていることから、「法科院基準」に照らして適切であるといえる。
3-8 主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置については、2013年度は「法情報演習」、「法曹倫理」、「刑事実務弁護」、「民事実務総合演習」、「刑事実務総合演習」において、すべて実務経験のある教員を配置している。「法務研修」については、弁護士事務所や企業法務部が学生の実習先であり、実習先の指導担当者を客員教授又は非常勤講師に委嘱している。科目全体の運営についても実務家教員(専任・客員)が「プロジェクト担当教員」として参画している。
3-9 専任教員の年齢構成について、2013年5月1日現在で、専任教員16人のうち、41歳ないし50歳が4人、51歳ないし60歳が8人、61歳ないし70歳が4人である。平均年齢は55歳、65歳以上の教員数は1人(6.3%)であり、教育

<p>研究の水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る上でバランスの取れた構成となっている。</p> <p>3-10 専任教員の男女構成比率は、専任教員 16 人中、男性教員が 16 人、女性教員は 0 人である。</p> <p>女性教員が不在であることについては、前回評価で【留意点】として指摘を受けている。しかし、2013 年度に法科大学院の学生募集の停止及び廃止を決定したことから、今後、法科大学院廃止までのあいだに、計画的に状況を改善することは困難であると判断し、改善計画の策定は行わないこととした。</p>
<p>[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2012 年度は民事訴訟法担当の専任教員が不在となる。(3-6) ・女性教員が不在であることについて、改善できるよう努力されたい。(3-10)【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

<p>現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。</p> <p>特になし。</p>
--

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

<p>現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。</p> <p>特になし。</p>

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
3-6	「2014 年度 自己点検・評価用法科大学院基礎データ」(表 6) 授業科目別専任教員数 (法律基本科目) (再掲: 3-1-①) 「2008-2013 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」
3-7	「2014 年度 自己点検・評価用法科大学院基礎データ」(表 2) 専任、兼任教員の担当科目数
3-8	(再掲: 2-1-③) 「2013 年度版シラバス」2014 年 3 月 (再掲: 3-1-①) 「2008-2013 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」 (再掲: 2-13-②) 「2013 年度版 法務研修ガイド」2013 年 5 月 (再掲: 2-13-①) 「2013 年度『法務研修』プロジェクト担当教員・実習受入先一覧」 2013 年 9 月
3-9	「2014 年度 自己点検・評価用法科大学院基礎データ」(表 8) 専任教員年齢構成
3-10	(再掲: 3-1-①) 「2008-2013 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」 ① 「法科大学院における 2015 年度学生募集の停止及び廃止について (報告)」2014 年 3 月 28 日付文書 ② 「龍谷大学法科大学院の募集停止および廃止に寄せて」2014 年 3 月 28 日

II. 評価結果

総評
男女比率（留意点に対する説明確認済）を除けば、全ての項目で適切であると判断できる。 また、前回の自己点検で民事訴訟法担当者不在となった2012年度において研究科生に対する指導が低下していないかの確認が必要と記載された点についても、提出された資料から在学生・研究生に対する指導に支障を来さない対応がなされたこと及び各学期で実施している「授業アンケート」から指導体制にかかる問題点の指摘がなかったことが確認できた。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

III. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院）
3-9 【問題点】
1) まもなく専任教員の定年退職者が大量に発生する予定であることからすると、専任教員の年齢構成等に配慮しながら計画的な補充配置を確実に遂行し、専任教員の配置に不備が生じることのないよう留意していく必要がある(評価の視点3-9、3-11)。 →この点については「改善報告書検討結果」において、以下のとおり概評を受けている。 定年又は任期満了による9名の退職者の後任や 授業分担について、5名の教員を新規に採用し、また、同じ分野に属する専任教員の担当科目を見直すことによって概ね適切に対応がなされたものと認められる。 なお、これからも多少の変動がある見通しであり、さらなる改善状況については、今後の教育課程又は教員組織に関わる重要な変更の届出等の報告を待つこととしたい。(評価の視点3-9、3-11)。 → 民事訴訟法担当教員の欠員およびその補充について報告済(「2013年度 重要な変更に伴う届出書」)

2014年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責任者	石塚 伸一

基準3	教員組織
	専任教員の後継者の補充等／教員の募集・任免・昇格

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
3-11 専任教員の後継者の養成又は補充等について適切に配慮しているか。	II○	A	A
3-12 教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が定められているか。	I○	A	A
3-13 教員の募集・任免・昇格は、その規程に則って、教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の責任において適切に行われているか。	I○	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
<p>3-11 専任教員の後継者の育成については、博士後期課程への進学希望者がいる場合に個別的な支援を行うにとどまっているものの、できる限りの取り組みを行っている。</p> <p>専任教員の補充については、募集停止を決定した後も、全ての学生が修了するまでの間、これまでと同様の教学体制及び学習支援を継続することが全学的に確認されており、必要に応じて適切な補充を行うことを確認した。これらの確認事項にもとづき、3-5ならびに3-6に示したとおり、法令遵守につとめている。</p> <p>3-12 教員の募集・任免・昇格については、全学規程である「教育職員選考基準」に基づいて行われ、法科大学院教員の選考については、これに加え「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考内規」及び「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考手続細則」を定めている。</p> <p>3-13 専任教員の募集・任免・昇格に関しては、「評価の視点」3-12に示した規程等に則り、法科大学院教授会の責任において適切に行っている。</p> <p>[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。</p> <p>・専任教員の後継者の養成又は補充等に関して、基本となる考え方を示して頂きたい。(3-11)【留意点】</p>

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
3-11	(再掲:3-10-①)「法科大学院における 2015 年度学生募集の停止及び廃止について(報告)」 2014年3月28日付文書
	(再掲:3-10-②)「龍谷大学法科大学院の募集停止および廃止に寄せて」2014年3月28日付文書
3-12	①「教育職員選考基準」
	②「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考内規」
	③「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考手続細則」

II. 評価結果

総評
<p>教員の募集・任免・昇格については「教育職員選考基準」を基盤に「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考内規」や「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考手続細則」により実施されていることから適切である。</p> <p>なお、専任教員の補充について、募集停止を決定した後も、全ての修了生が修了するまでの間、これまでと同様の教学体制及び学習支援を継続することが全学的に確認されていることから、この観点に立って対応頂きたい。</p>
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

III. 大学基準協会からの助言について

<p>助言内容(法科大学院)</p> <p>3-11【問題点】</p> <p>1)まもなく専任教員の定年退職者が大量に発生する予定であることからすると、専任教員の年齢構成等に配慮しながら計画的な補充配置を確実に遂行し、専任教員の配置に不備が生じることのないよう留意していく必要がある(評価の視点3-9、3-11)。</p> <p>→この点については「改善報告書検討結果」において、以下のとおり概評を受けている。</p> <p>定年又は任期満了による9名の退職者の後任や授業分担について、5名の教員を新規に採用し、また、同じ分野に属する専任教員の担当科目を見直すことによって概ね適切に対応がなされたものと認められる。</p> <p>なお、これからも多少の変動がある見通しであり、さらなる改善状況については、今後の教育課程又は教員組織に関わる重要な変更の届出等の報告を待つこととしたい。(評価の視点3-9、3-11)。</p> <p>→ 民事訴訟法担当教員の欠員およびその補充について報告済(「2013年度 重要な変更に伴う届出書」)</p>

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準3	教員組織
	教員の教育研究条件／人的補助体制／教育研究の評価と教育方法の改善／特色ある取組み

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
3-14 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲（多くとも年間30単位相当。みなし専任教員は15単位相当を上限とする。）となっているか。	I◎	A	A
3-15 研究専念期間制度（サバティカル・リーヴ）等、教員の研究活動に必要な機会が保障されているか。	II○	A	
3-16 専任教員に対する個人研究費が適切に配分されているか。	II○	A	
3-17 教育研究に資する人的な補助体制が適切に整備されているか。	II○	A	A
3-18 専任教員の教育活動及び研究活動の活性化度を評価する方法が整備されているか。	II○	A	A
3-19 理念・目的及び教育目標を達成するため、また、カリキュラムに即した教育を実現するために、教員組織について特色ある取組みを行っているか。	II○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

<p>対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。</p> <p>3-14 各教員の2013年度の授業担当時間数について、最高授業担当時間数は12授業時間であり、最低は6授業時間である。平均については、8授業時間となっており、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲内であり、問題はない。</p> <p>3-15 教員の研究活動に必要な機会の保障については、本学では全学的に研究専念期間(長期・短期国外研究員および国内研究員、特別研究員等)を設けており、法科大学院においても実施されている。研究員取得実績、取得計画については「2009年度以降の各種研究員の状況について」のとおりである。</p> <p>3-16 専任教員への個人研究費の配分については、全学的にすべての専任教員に「個人研究費」等が支給されている。また、各専任教員の申請に基づき、研究助成・補助制度として、単年度または複数年度にわたり、出版助成、国際学会出席旅費補助、原稿掲載料補助など様々なカテゴリーに応じて研究費が支給されている。</p> <p>3-17 教育研究に資する人的な補助体制の整備については、以下のとおり実施している。</p> <p>(1)教育面での補助体制</p> <p>教育面に関して、授業補助については、「ティーチング・アシスタント規程」に基づくTA制度を設けており、2013年度には年間で延べ48人の配置実績がある。他方で、課外学習支援については、「法務研究科チュートリアル・スタッフ規程」に基づく「TS制度」を設けており、2013年度には17人の配置実績がある。さらに、授業で外部講師を招聘するための予算を「教学促進費」として確保しており、2013年度には6件の講演会の開催実績がある。</p> <p>なお、TA及びTS制度の詳細については、評価の視点2-24を併せて参照されたい。</p>
--

<p>(2)研究面での補助体制 「研究支援ガイド」p92,97-98に記載のとおり、研究部による補助体制の整備及びRAの配置等を行っている。</p> <p>3-18 専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備については、すべての専任教員が、「教員活動自己点検」を通じて自らの教育研究を評価し、改善につなげていることから、適切に対応している。</p> <p>3-19 教員組織に係る特色ある取り組みとしては、各教員が分野内での打合せ等を適宜行い、連携して教育改善に取り組んでいる点が挙げられる。また、分野ごとに検討を重ねて2013年度には「龍谷版到達目標」を策定するなど、分野単位での教育相互の連携及びそれによる教育改善への取り組みは、法科大学院の特色であると考えている。</p> <p>[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。</p> <p>特になし。</p>
--

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

<p>現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。</p> <p>特になし。</p>
--

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

<p>現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。</p> <p>特になし。</p>

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
3-14	「2014年度 自己点検・評価用法科大学院基礎データ」(表9) 専任教員の担当授業時間
3-15	①「2009年度以降の各種研究員の状況について」
3-16	①「2013年度版 研究支援ガイド [一部抜粋]」2013年7月
3-17	(再掲：3-16-①)「2013年度版 研究支援ガイド [一部抜粋]」2013年7月
3-18	①「教員活動自己点検シート」
3-19	(再掲：2-1-④)「龍谷版共通の到達目標モデル」2013年11月

II. 評価結果

<p>総評</p> <p>専任教員の教育活動及び研究活動の活性度を評価する方法の手段として、全学で実施の「教員活動自己点検」を活用し点検を行っていることや「授業アンケート」の結果公表や分析、「教員相互による授業参観」実施に基づく教育改善へのフィードバックなどをFD全体会において討議していることは評価できる。</p> <p>今後も「教員活動自己点検」については、期首、期末とも全員が入力するとともに、その結果を有効に活用して頂きたい。</p>
<p>伸長すべき点(長所) 《箇条書き》</p> <p>専任教員の教育活動及び研究活動の活性度を評価する方法の手段として、全学で実施の「教員活動自己点検」を活用し点検を行っていることや「授業アンケート」の結果公表や分析、「教員相互による授業参観」実施に基づく教育改善へのフィードバックなどをFD全体会において討議していることは評価できる。</p>
<p>改善すべき点 《箇条書き》 *各項目に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載</p>
<p>※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要</p>